

重要事項説明書 (訪問看護・予防訪問看護)

令和7年9月1日現在

1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人誠至会
代表者	理事長 齋藤浩記
所在地	埼玉県狭山市中央一丁目24番10号
連絡先	電話：04-2957-9111
設立年月日	昭和47年4月20日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	なりす訪問看護ステーション
事業の種類	指定訪問看護事業（介護保険）
管理者	増田 美穂
所在地	埼玉県狭山市中央一丁目25番19号
電話番号	04-2997-8378
FAX番号	04-2997-8388
介護保険事業者番号	1162790335
開設日	令和7年9月1日
通常の事業の実施地域	狭山市、入間市、川越市、所沢市

(2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を図ることを目的としています。
運営の方針	① 介護保険法その他関係法令を遵守します。 ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って訪問看護を提供します。 ③ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に訪問看護を提供します。 ④ 定期的に、訪問看護の質の評価を行い、常に改善を図ります。 ⑤ 訪問看護を提供するに当たっては、主治医、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(3) 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合せ、必要に応じた看護サービスを提供します。	4名
理学療法士	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じた看護サービスを提供します。	1名

3. 営業日及び営業時間とサービス実施

営業日	営業時間
月曜日から土曜日まで。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。	午前9時から午後5時まで
サービス提供日：月曜日から金曜日	同上

4. サービス実地区域

狭山市・川越市・入間市・所沢市

5. サービス内容

1) 利用者個々に訪問看護計画書を作成し、以下の看護サービスを提供します。

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・脈拍・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

2) 緊急時などにおける対応方法

- ① 緊急時の対応方法について主治医・利用者と確認して、訪問看護を開始します。
- ② 訪問看護実施中に利用者の病状に、急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- ③ 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医や管理者に報告します。

6. サービス利用料金

要支援 1. 2

1 単位 = 10.42 円

サービス内容	算定基準	(単位数) 1 単位 10.42 円	1 割の方	2 割の方	3 割の方	該当項目
看護師・保健師	20 分未満	303	316 円	632 円	948 円	
准看護師	〃	273	285 円	569 円	854 円	
看護師・保健師	20 分以上 30 分未満	451	470 円	940 円	1,410 円	
准看護師	〃	406	423 円	846 円	1,269 円	
看護師・保健師	30 分以上 1 時間未満	794	827 円	1,655 円	2,482 円	
准看護師	〃	715	745 円	1,490 円	2,235 円	
看護師・保健師	1 時間以上 1 時間 30 分 未満	1090	1,135 円	2,272 円	3,408 円	
准看護師	〃	981	1,022 円	2,044 円	3,067 円	

要介護 1~5

サービス内容	算定基準	(単位数) 1 単位 10.42 円	1 割の方	2 割の方	3 割の方	該当項目
看護師・保健師	20 分未満	314	328 円	655 円	982 円	
准看護師	〃	303	294 円	589 円	884 円	
看護師・保健師	20 分以上 30 分未満	471	491 円	982 円	1,473 円	
准看護師	〃	451	442 円	883 円	1,325 円	
看護師・保健師	30 分以上 1 時間未満	823	858 円	1,715 円	2,573 円	
准看護師	〃	794	772 円	1,544 円	2,315 円	
看護師・保健師	1 時間以上 1 時間 30 分 未満	1128	1,176 円	2,351 円	3,526 円	
准看護師	〃	1090	1,058 円	2,116 円	3,173 円	

〈理学療法士による訪問〉

要介護 1～5	(単位数) 1 単位 10.42 円	費用額 (10 割)	1 割の方	2 割の方	3 割の方
20 分未満	294	3,063 円	307 円	613 円	919 円
20 分以上 40 分未満	588	6,126 円	613 円	1,226 円	1838 円
40 分以上 60 分未満	794	8,273 円	828 円	1,655 円	2,482 円

要支援 1・2	(単位数) 1 単位 10.42 円	費用額 (10 割)	1 割の方	2 割の方	3 割の方
20 分未満	284	2,959 円	296 円	592 円	888 円
20 分以上 40 分未満	568	5,918 円	592 円	1,184 円	1,776 円

理学療法士等が利用開始日の属する月から 12 月超の利用の場合は、1 回につき 5 単位減算

下記（注 1）及び（注 2）に該当する場合▲8 単位

（注 1） 前年度の理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。

（注 2） 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類		加算の要件	単位	基本 料金	ご利用者様負担額		
					1割	2割	3割
特別管理加算	I	1か月につき1回算定在宅悪性腫瘍指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態等、計画的管理する内容によっていずれかを算定	500	5,210円	521円	1,042円	1,563円
	II		250	2,605円	261円	521円	782円
複数名訪問看護加算【＋看護師等の場合】	30分未満	1回につき看護師等と①看護師等または②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護介護（予防を含む）を行った場合に算定。ご利用者またはご家族の同意が必要	254	2,646円	265円	530円	794円
	30分以上		402	4,188円	419円	838円	1,257円
長時間訪問看護加算		特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定	300	3,126円	313円	626円	938円
初回加算	I	退院した日に訪問看護を行った場合	350	3,647円	365円	730円	1,095円
	II	新規に訪問看護を提供した場合、区分変更時に算定	300	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導加算		主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合に算定	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円
緊急時訪問看護加算		1か月につき1回算定	574	5,981円	599円	1,197円	1,795円
ターミナルケア加算		死亡月につき1回算定（要介護のみ）	2500	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
看護体制強化加算	I	1か月につき1回算定	550	5,731円	597円	1,193円	1,793円
	II		200	2,084円	217円	434円	651円
夜間・早朝		夜間（18時～22時） 早朝（6時～8時）		上記基本単位数の25%増			
深夜加算		深夜（22時～翌朝6時）		上記基本単位数の50%増			

1) その他の費用

自費ご利用料金（税込み）

サービス内容		料金
交通費：通常の事業の実施地域以外の地域の場合は1 kmあたり100円のご負担となります		
有料駐車場利用料		実費
在宅以外での訪問看護	1時間まで	8,000円
受診の同行	2時間まで	6,000円
死後の処置	亡くなられた後のお清め料と処置材料費	20,000円

・キャンセル料：2,000円

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師等がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

2) 利用料等の支払い方法

各月ごとに利用料等の合計額を計算し、訪問看護を利用した月の分の請求書をその翌月20日までに送付いたします。

口座振替は、翌月末日にご指定の金融機関の口座から引き落とします。

現金払いは、翌月末日までに看護師が訪問した際に現金でお支払いください。

〈その他加算についての同意事項〉

訪問看護は、主治医の指示書や居宅サービス計画書、ご利用者の状態に応じ、看護計画を立てて行います。尚、特別な管理を必要とするご利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にある場合）に対して、特別管理加算されます。

【 同意します・同意しません 】

事業所は、電話等により常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制を整えています。計画的な訪問以外を必要とするご利用者の場合は、1ヶ月に1回、緊急時訪問看護加算がされます。

【 同意します・同意しません 】

7. サービス利用に関する留意事項

- 1) 利用者の病状及び心身の状況等に応じた適切なサービスを提供するために、これらにつきできるだけ正確な情報をご提供ください。
- 2) 看護師等が、訪問看護の提供のために必要な備品等（電気、ガス、水道、電話等を含む）は、無償で使用させていただきます。
- 3) サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。
- 4) 訪問の際の禁止行為
 - ①看護師、理学療法士等、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
 - ②利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
 - ③利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ④看護師、理学療法士等に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
 - ⑤パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
 - ⑥サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること

8. 虐待防止のための措置に関する事項

- 1) 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- 2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- 3) 虐待防止の為の指針のお整備をします。
- 4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- 5) 虐待防止の為の研修会を定期的を実施します。

9. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

苦情対応責任者	管理者 増田美穂
苦情対応体制	受付時間 事業所の営業時間中 申し出方法 電話番号 04-2997-3837 F A X 04-2997-8388 面接 事業所又は利用者の居宅において。
苦情対応の基本的な方法	事業所は、苦情を受付後、速やかに苦情に係る事実の確認を行い、その結果にもとづき、必要な改善策を検討立案し、利用者又は家族に説明するとともに、改善策を実施し、その後も、適宜、改善策の実施状況を点検し、再発防止に努めます。

- 事業者以外の苦情対応機関として、下欄記載の機関があります。

埼玉県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地：埼玉県さいたま市中央区下落合 1704番（国保会館）4階
	電話番号：048-824-2568
狭山市役所 介護保険課	所在地：狭山市入間川1-23-5
	電話番号：04-2953-1111

10. 非常時災害時の対応

防災管理についての責任者を定め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を年に1回以上、実施します。

11. 事故発生時の対応

1) 緊急連絡その他必要な措置

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに、利用者の家族、主治医、市町村、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2) 事故原因の分析と再発防止策

事業差は、訪問看護の提供により発生した事故の原因を分析し、再発防止策を講じます。

3) 損害賠償

事業者が訪問看護契約に定めるその義務に違反し、これによって利用者に損害を生じさせたときは、事業者は、利用者に対し、その損害を速やかに賠償します。事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、事業者は損害を賠償する責任を負わないものとします。

訪問看護サービス契約書（介護保険）

____様（以下「利用者」といいます）と、医療法人誠至会（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容にて契約を締結します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となる訪問看護サービスを提供します。
- 2 それぞれのサービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

第2条（定義）

「訪問看護」とは、訪問看護ステーションから、病気や障害をもった人が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく療養生活が送れるように、看護師等訪問し看護ケアを提供するサービスです。また、理学療法士、言語聴覚士等が、訪問しリハビリを行います。

第3条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。
- 2 上記の契約期間は、契約満了の3日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第4条（個別サービス計画等）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、「訪問看護計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）の範囲内で可能なときは、速やかに「個別サービス計画」の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第5条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。
- 2 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面そのほかのサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることが出来ます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第6条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。ただし、契約有効期間中、介護保険等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定以後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時に限り、文書により契約を解除することが出来ます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

第7条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することが出来ます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第8条（事業者の契約解除）

- 1 事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することが出来ます。この場合には、事業者は、居宅サービス契約を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。
- 2 事業者は、やむを得ない事情（人員不足等）により、サービスの提供を終了することがあります。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

第9条（契約の終了）

利用者が介護保険施設等に入居し、または要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約が終了するものとします。この場合には、事業者は、速やかに利用者へ通知するものとします。

第10条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

第11条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることが出来るものとします。

第12条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第13条（不可効力事項）

事業者は、地震、台風、その他の気象状況、法令等事業者の責めに帰すことのできない事項（不可抗力）により、サービスを中止することがあります。

第14条（契約外条項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

令和 年 月 日

（利用者） 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

緊急連絡先 氏名 _____

緊急連絡先 電話 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____

（注）「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場にたって事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は契約書の法的な義務等を負うものではありません。

事業者	所在地	埼玉県狭山市中央 1-25-19
	事業者	医療法人誠至会
	代表者	齋藤 浩記

事業所	所在地	埼玉県狭山市中央 1-25-19
	名称	なりす訪問看護ステーション

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、居宅介護支援専門員との連絡調整、医療関係者等において必要な場合

2. 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は、1 に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容（例示）

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況その他一切の契約者や家族個人に関する情報

4. 使用する期間

契約日より契約終了まで

令和 年 月 日

なりす訪問看護ステーション 宛

（利用者） 住 所 _____

氏 名 _____

上記代理人（代理人を選定した場合） 住 所 _____

氏 名 _____